

木下章広議員に対する議員辞職勧告決議

富山市議会は、木下章広議員による不法侵入や複数の職員の机の物色、私的メールの送信等、議員として、人としてあるまじき行為を決して許すことはできないとの強い思いから、去る6月定例会の最終日、7月3日に、自ら議員を辞職することを強く促す糾弾決議を全会一致で可決したところである。

そうした状況であるにもかかわらず、木下議員は、議員としての公務である、その後に開催された各派代表者会議や経済環境委員会の行政視察、さらには議会改革検討調査会を欠席した。

本市議会からの求めに応じて、提出した欠席届の理由も「警察の捜査が継続中である」という、自身の身柄が拘束されているわけではない中、全く理由にならないものである。

先の定例会において本市議会が全会一致で示した議員辞職を強く促す糾弾決議の重さに向き合おうとせず、議員活動を継続する意思を示すなど、これ以上、看過しえない状況となっている。

よって、富山市議会は、木下章広議員に対し、ただちに議員辞職することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和元年9月3日

富山市議会